

博物館部会の設置について

令和2年4月9日

文化審議会決定

1 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、博物館の振興に関する事項について調査審議を行うため、文化審議会に、博物館部会を設置する。

2 調査審議事項

- （1）博物館の振興に関する事項について
- （2）その他

3 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

文化審議会博物館部会委員名簿

(令和2年4月現在)

(正委員)	
しまたに ひろゆき 島谷 弘幸	九州国立博物館館長
みやざき のりこ 宮崎 法子	実践女子大学教授
(臨時委員)	
いでみつ さちこ 出光 佐千子	出光美術館館長，青山学院大学准教授
いとう せいいち 伊藤 誠一	岐阜県美濃加茂市長
うらしま もよ 浦島 茂世	美術ライター
おおさか えりこ 逢坂 恵理子	国立新美術館長
おおした よしゆき 太下 義之	文化政策研究者，同志社大学教授， 国立美術館理事
かわばた きよし 川端 清司	大阪市立自然史博物館館長
こばやし まり 小林 真理	東京大学教授
ささき ひでひこ 佐々木 秀彦	東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
たかだ こうじ 高田 浩二	海と博物館研究所所長 福山大学生命工学部海洋生物科学科客員教授 前マリンワールド海の中道館長
はまだ ひろあき 浜田 弘明	桜美林大学教授，全日本博物館学会副会長
ほんだ まさゆき 半田 昌之	日本博物館協会専務理事
ふるた りょう 古田 亮	東京藝術大学美術館准教授

文化審議会博物館部会運営規則（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、文化審議会博物館部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会博物館部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）、文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手続その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

（雑則）

第三条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

文化審議会博物館部会の会議の公開について（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）

文化審議会博物館部会の会議の公開については、文化審議会博物館部会運営規則（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）第2条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
 - （1）部会長の選任その他人事に係る案件
 - （2）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、部会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 部会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

8. 会議資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

9. 議事録は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。